

浦安市規則第5号

浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付規則

（目的）

第1条 この規則は、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている障がい福祉サービス事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）（以下「給付金」という。）を交付することにより、物価高騰による影響を緩和し、障がい福祉サービス事業所によるサービスの継続を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、「障がい福祉サービス事業所」とは、令和5年10月1日及び第5条の規定による申請の日時点において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく次に掲げるサービス並びに浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援（以下「障がい福祉サービス」という。）を提供する市内に存する事業所であって、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間において障がい福祉サービスの提供の実績があるものをいう。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 計画相談支援
- (6) 障害児相談支援

（給付金の額等）

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第5号又は第6号に該当する事業所 1事業所につき2万円
- (2) 前条第1号から第4号までに該当する事業所 1事業所につき4万円
- (3) 日中一時支援を提供する事業所 1事業所につき4万円

2 事業者が同一の建物において障がい福祉サービスに係る複数の事業所を運営している場合には、当該障がい福祉サービスに該当する給付金の額のうち最も高い事業所のみを対象とする。

3 給付金の交付は、1事業者に対して1回に限るものとする。

(給付対象者)

第4条 給付金の交付を受けることができる者は、障がい福祉サービス事業所を運営する事業者とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。

- (1) 障がい者総合支援法第29条第1項の規定による都道府県知事の指定又は障がい者総合支援法第51条の17第1項第1号の規定、児童福祉法第24条の26第1項第1号の規定若しくは浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第15条の規定による市長の指定を受けたことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者は、給付金の交付の請求をしようとするときは、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰

対策支援給付金（第2回）交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた事業者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第9条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた事業者が、前条の規定により交付の決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

（適用除外）

第10条 令和5年10月1日時点において、給付金の対象となる障がい福祉サービス事業所が浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付規則（令和5年規則第6号）の規定による浦安市介護サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）の対象となる介護サービス事業所と同一の建物にある場合には、この規則は適用しない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金
（第 2 回） 交付申請書

年 月 日

（宛先） 浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

電 話 番 号

障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第 2 回）の交付を受けたいので、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第 2 回）交付規則第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 事業所名等

事業所名	所在地	申請額の内訳

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金
（第2回）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障がい福祉サービス事業所物
価高騰対策支援給付金（第2回）の交付について、浦安市障がい福祉サービ
ス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付規則第6条の規定により、
次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金
（第2回）却下通知書

年 月 日付けで申請のあった障がい福祉サービス事業所物
価高騰対策支援給付金（第2回）の交付について、浦安市障がい福祉サービ
ス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付規則第6条の規定により、
次の理由により却下したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条）

浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金
（第2回）交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

⑩

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）を、浦安市障がい福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金（第2回）交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円